

8 月末の防災訓練等に関する質問・要望書への回答について

【要望事項】

- 1 U P Z の地区では、安定ヨウ素剤の事前配布を速やかに実施すること。
- 2 住民の安全を守るために、「事前了解の権限」を含む安全協定を関電と日本原電と締結すること。それを通じて、実効力のある再稼働反対を表明すること。
- 3 8 月の防災訓練は、同時発災の訓練ではなかったことを県民に明らかにし、国は国民に対し明らかにするよう求めること。

【回 答】

- 1 安定ヨウ素剤は、避難等により長時間屋外で活動を行わなくてはならない時に、放射性プルームが到達して放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場合、その予防のために服用をしていただくものです。
このため、「事前配布」ではなく、住民の避難救助に入る職員のもとで、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用頂く方が、住民の安全により適切と考えており、「住民に近い場所に分散配置し、自治体が管理を行う」体制を取っているところです。
- 2 県としても、万が一の原子力災害時に影響を受けるおそれのある自治体間で、安全対策への関与に差があるべきではないと考えています。
このため、これまでから原子力事業者に対し、立地自治体並みの原子力安全協定の締結を要請しており、今後も引き続き粘り強く交渉を続けてまいります。
一方、県は、原子力発電所再稼働に係る手続については、事業者と自治体との任意協定や慣例によるのではなく、明確に法令によりルール化をしておくべきと考えており、国に対し引き続き強く申入れを行ってまいります。
- 3 今回の訓練において、本県では、高浜発電所と大飯発電所の同時発災との想定で、現地本部を大飯オフサイトセンターに統合し、対応を取るという訓練を行いました。また、県災害対策本部運営訓練でも、同時発災を想定し防災対応の意思決定訓練を行ったところであり、一定、同時発災の訓練ができたものと考えています。

滋賀県防災危機管理局

原子力防災室 担当：福島

TEL 077-528-3445

FAX 077-528-6037